

# 岐阜県公報

第千六百三十四号  
平成十七年三月二十九日

(火曜日)

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件  
海津郡サンリバー広域連合の解散許可

(出納管理課) 二六七  
(西濃地域振興局) 二六九

## 目次

### 告示

医療扶助のための医療担当機関の指定	(福祉政策課) 二五〇 <sup>ページ</sup>
指定医療機関の名称変更の届出	(同) 二五〇
指定医療機関の廃止の届出	(同) 二五一
生活保護法に基づく介護扶助を担当させる機関の指定	(同) 二五一
生活保護法に基づく指定介護機関の名称等変更の届出	(同) 二五三
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出	(同) 二五三
主要農作物の奨励品種に関する告示の一部改正	(水田営農振興室) 二五五
県道の路線廃止	(道路維持課) 二五五
道路の区域変更	(同) 二五五
道路の供用開始	(同) 二五六
岐阜都市計画緑地事業の変更認可	(公園緑地課) 二五八
木曾川森林計画区の地域森林計画の変更	(森林計画課) 二五八
保安林に指定する予定である旨の通知	(森林保全室) 二五八
特定非営利活動法人の設立認証申請 落札者等に関する公示	(県民政策室) 二六四
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(県立病院支援課) 二六五
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商工業室) 二六五
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(同) 二六六
県営土地改良事業の変更計画の決定	(同) 二六六
土地改良事業の施行の適当の決定	(農地計画課) 二六七
	(同) 二六七

岐阜県公報

毎週

(火曜日)  
(金曜日)

発行

(休日)  
(休日に当たる)  
ときは翌日

平成十七年三月二十九日

告示

岐阜県告示第三百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
高山市国民健康保険 丹生川診療所	高山市長	高山市丹生川町方八八番地	平成十七年三月二十九日
高山市国民健康保険 丹生川東部診療所	高山市長	高山市丹生川町日面五五九番地一	同
高山市国民健康保険 荒城出張診療所	高山市長	高山市丹生川町折敷地一四二番地六	同
高山市国民健康保険 清見診療所	高山市長	高山市清見町三日町四一七番地一	同
高山市国民健康保険 江黒出張診療所	高山市長	高山市清見町江黒一八五番地一	同
高山市国民健康保険 大原出張診療所	高山市長	高山市清見町大原六二八番地	同
高山市国民健康保険 荘川診療所	高山市長	高山市荘川町新淵三六八番地一	同
高山市国民健康保険 一之宮診療所	高山市長	高山市一之宮町三二二五番地五	同
高山市国民健康保険 久々野診療所	高山市長	高山市久々野町無数河六四二番地一	同
高山市国民健康保険 久々野東部出張診療所	高山市長	高山市久々野町小屋名三八一番地一	同
高山市国民健康保険 久々野南部出張診療所	高山市長	高山市久々野町渚八四一番地	同

高山市国民健康保険 朝日診療所	高山市長	高山市朝日町万石三三三番地一	同
高山市国民健康保険 秋神診療所	高山市長	高山市朝日町桑之島六六番地一二	同
高山市国民健康保険 高根診療所	高山市長	高山市高根町上ヶ淵五二五番地	同
高山市国民健康保険 日和田出張診療所	高山市長	高山市高根町日和田一〇四六番地	同
高山市国民健康保険 栃尾診療所	高山市長	高山市奥飛騨温泉郷栃尾一〇〇九番地	同
ハナノキ内科クリニ ック	古橋直樹	中津川市高山字木積一 九一六番地の二	同
なかしまこどもクリ ニック	中島俊彦	瑞穂市十九条字鳥居前二 四七一	平成十七年三月二十九日
内科・小児科 小寺医院	小寺三喜	羽島郡笠松町美笠通三 二〇	同
揖斐川町春日診療所	揖斐川町長	揖斐郡揖斐川町春日六合 三四二〇番地	同
揖斐川町春日診療所 美束出張所	揖斐川町長	揖斐郡揖斐川町春日美束 一一三九番地	同
谷川歯科医院	谷川良謙	大垣市宿地町九六〇三 五	平成十七年三月二十九日

岐阜県告示第三百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

(新) 久美愛厚生病院	岐阜県厚生農業協同組合連合会	高山市大新町五丁目六八番地	平成十七年三月二十九日
(旧) 久美愛病院	岐阜県厚生農業協同組合連合会	関市若草通五丁目一番地	
(新) 中濃厚生病院	岐阜県厚生農業協同組合連合会	関市若草通五丁目一番地	
(旧) 中濃病院	岐阜県厚生農業協同組合連合会	関市若草通五丁目一番地	
(新) 揖斐厚生病院	岐阜県厚生農業協同組合連合会	揖斐郡揖斐川町三輪二五四	
(旧) 揖斐総合病院	岐阜県厚生農業協同組合連合会	揖斐郡揖斐川町三輪二五四	

岐阜県告示第三百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	廃 止 年 月 日
内科・小児科 小寺医院	小寺三喜	羽島郡笠松町美笠通三二〇	平成十七年三月二十九日
春日村診療所	春日村長	揖斐郡春日村大字六合三四二〇番地	
春日村診療所美束出張所	春日村長	揖斐郡春日村大字美束一三九番地	
丹生川村国民健康保険診療所	丹生川村長	大野郡丹生川村町方八八番地	
丹生川村国民健康保険診療所東部出張所	丹生川村長	大野郡丹生川村日面五五九番地一	
丹生川村国民健康保険診療所荒城出張所	丹生川村長	大野郡丹生川村折敷地一四二番地六	
清見村国民健康保険診療所	清見村長	大野郡清見村大字三日町四一七	
清見村国民健康保険診療所大原支所	清見村長	大野郡清見村大字大原六八二番地	

清見村国民健康保険診療所江黒支所	清見村長	大野郡清見村大字江黒一八五番地一	同
荘川村国民健康保険診療所	荘川村長	大野郡荘川村大字新淵三六八番地	同
宮村国民健康保険診療所	宮村長	大野郡宮村三二一五番地の五	同
久々野町国民健康保険診療所	久々野町長	大野郡久々野町大字無数河六四二番地の一	同
久々野町国民健康保険診療所南部出張診療所	久々野町長	大野郡久々野町大字渚八四一番地	同
久々野町国民健康保険診療所東部出張診療所	久々野町長	大野郡久々野町大字小屋名三八一番地の一	同
朝日村国民健康保険診療所	朝日村長	大野郡朝日村大字万石三三三番地の一	同
朝日村国民健康保険診療所秋神出張診療所	朝日村長	大野郡朝日村大字桑之島六六番地の二	同
高根村国民健康保険診療所	高根村長	大野郡高根村上ヶ淵五二五	同
高根村国民健康保険診療所日和田出張診療所	高根村長	大野郡高根村日和田一〇四六	同
上宝村国民健康保険診療所	上宝村長	吉城郡上宝村大字柝尾一〇〇九番地	同
田中歯科医院	田中美仁	養老郡養老町田二二〇	平成十七年三月二十九日
水口薬局	水口宏一	高山市花里町五四	同

岐阜県告示第三百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
有限会社 オンリーワン	岐阜市北柿ヶ瀬二二八	訪問介護	ケアサポート陽だまり	大垣市築捨町五六一	平成一六・二二・二三
有限会社 グループホーム向山	関市塔之洞二六〇一番地	痴呆対応型共同生活介護	有限会社 グループホーム向山	関市塔之洞二六〇一番地	同 一七・二・一
社会福祉法人 平成会	関市下有知五三六七	居宅介護支援事業	社会福祉法人 平成会	関市下有知五三六七	同 一・四
社会福祉法人 椿苑	中津川市山口二二五五	訪問介護	ホームヘルパーステーション椿苑	中津川市山口二二五五	同 二・一三
社会福祉法人 椿苑	中津川市山口二二五五	通所介護	デイサービスセンター椿苑	中津川市山口二二五五	同 同
社会福祉法人 椿苑	中津川市山口二二五五	居宅介護支援事業	居宅介護支援センター椿苑	中津川市山口二二五五	同 同
株式会社 比良介護施設	名古屋市区比良四	通所介護	ら・じょわ中津川	中津川市茄子川一六八	平成一七・三・一
株式会社 比良介護施設	名古屋市区比良四	短期入所生活介護	ら・じょわ中津川	中津川市茄子川一六八	同 同
株式会社 比良介護施設	名古屋市区比良四	居宅介護支援事業	介護支援センターら・じょわ	中津川市茄子川一六八	同 同
社会福祉法人 五常会	中津川市福岡六七二	通所介護	福岡デイサービスセンター	中津川市福岡六七二	平成一七・二・一
医療法人 恵雄会	恵那市大井町一〇六四	通所介護	ハートデイサービス	恵那市大井町一〇六四	同 二・二三
医療法人 恵雄会	恵那市大井町一〇六四	短期入所療養介護	介護老人福祉施設こころ	恵那市大井町一〇六四	平成一六・二二・一
医療法人社団 友愛会	山県市大門大岡七七三番地	通所リハビリテーション	山県グリーンポートデイケアセンター	山県市大門大岡七七三番地	同 一七・三・一
医療法人社団 友愛会	山県市大門大岡七七三番地	居宅介護支援事業	山県グリーンポート介護支援センター	山県市大門大岡七七三番地	同 同

岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜市宇佐南四 一三 介護療養施設 岐北厚生病院 三 山県市高富一八七 平成一六・一一・二八

株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二九 訪問介護 アイリスケアセンター海津 上九九一 同 一七・一・一

有限会社 こすもすケアセンター 養老郡養老町有尾三九番地 通所介護 有限会社 こすもすケアセンター 養老郡養老町有尾三九番地 同 一六・二二・二七

有限会社 介護社希望が丘 揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬一七九五九 痴呆対応型共同生活介護 グループホーム神戸ひまわり八番地 同 一七・二・一

株式会社 ハートサービス 大垣市矢道町一 二三 通所介護 デイサービスセンター「夢の郷」 安八郡神戸町丈六道村西五九番地 同 一六・二二・一八

岐阜県告示第三百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称等を変更

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 指定居宅介護事業所等の名称 指定居宅介護事業所等の所在地 変更年月日

岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜市宇佐南四 一三 居宅介護支援事業所 久美愛厚生病院 居宅介護支援事業所 高山市大新町五 六八 平成一七・二・一

岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜市宇佐南四 一三 居宅介護支援事業所 揖斐郡揖斐川町三輪二 五四七 同

岐阜県告示第三百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 指定居宅介護事業所等の名称 指定居宅介護事業所等の所在地 廃止年月日

株式会社 マイトリー 中津川市茄子川一六八 三 二四六 居宅介護支援事業所 介護支援センター「ら・じょわ」 中津川市茄子川一六八 三 二四六 平成一七・一・三一



莊川村長 大野郡莊川村大字新洲 訪問看護 莊川村国民健康保険診療所

同 大野郡莊川村大字新洲 同 三六八番地

岐阜県告示第三百十二号

主要農作物の奨励品種に関する告示(平成四年岐阜県告示第百五十五号)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一の表中山間地帯の項中「あさひの夢」を削り、同表山間高冷地帯の項中「はなの舞、ひだほまれ、ひだみのり」を「はなの舞い」に改め、同項に次のように加える。

酒	米	奨励品種	ひだほまれ、ひだみのり
---	---	------	-------------

二の表小麦の項中「農林61号」の下に「イワイノダイチ」を加え、同表六条大麦の項中「アサマムギ」を「ミノリムギ」に改める。

三の表奨励品種の項中「東山一九三号」を「つやほまれ」に改める。

岐阜県告示第三百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定により県道の路線のうち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、岐阜県基盤整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成十七年三月二十九日  
岐阜県知事 古田 肇

整理		路線名		重要地な		備考	
番号		終	起	終	起	終	起
		点	点	点	点	点	点
		重要地な		重要地な		備考	

189	鵜沼線 停車場	鵜沼停車場(各務原市) 一般国道二十二号(各務原市)
-----	------------	-------------------------------

岐阜県告示第三百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十七年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
		揖斐郡揖斐川町日坂字下朽江二五六番の一地先から同郡同町同字半田街道一八六六番の二地先まで	前 A B C 後 B C	三・三〇 三・三〇 三・三〇 六・〇〇 六・〇〇 四・〇〇	一、八六・〇 一、五五・〇 一、五五・〇	A、B及びCに係る図面表示する区分を
		揖斐郡揖斐川町日坂字下田街道一八六六番の二地先から	前	三・三〇	三・三〇	

岐阜県告示第三百十五号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。	なお、その関係図面は、平成十七年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県揖斐建設事務所において一般の縦覧に供する。	平成十七年三月二十九日	岐阜県知事 古田 肇
岐阜県告示第三百十五号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。	なお、その関係図面は、平成十七年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県揖斐建設事務所において一般の縦覧に供する。	平成十七年三月二十九日	岐阜県知事 古田 肇
岐阜県告示第三百十五号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。	なお、その関係図面は、平成十七年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県揖斐建設事務所において一般の縦覧に供する。	平成十七年三月二十九日	岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第三百十六号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。	なお、その関係図面は、平成十七年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県多治見建設事務所において一般の縦覧に供する。	平成十七年三月二十九日	岐阜県知事 古田 肇
岐阜県告示第三百十六号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。	なお、その関係図面は、平成十七年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県多治見建設事務所において一般の縦覧に供する。	平成十七年三月二十九日	岐阜県知事 古田 肇
岐阜県告示第三百十六号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。	なお、その関係図面は、平成十七年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県多治見建設事務所において一般の縦覧に供する。	平成十七年三月二十九日	岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
		多治見市市之倉町一三丁目一四番地先から	前	四〇	五三・五	A B 及び関係は表示する敷地の数をい
		同 市諏訪町字神田五番の一四地先まで	A	六〇	一三〇・〇	
		多治見市諏訪町字神田五番の一四地先地内	前	一八・八	六三・〇	A B 及び関係は表示する敷地の数をい
		同 市同 町字同 五番の一五地先まで	B	三三・〇	六三・〇	
		多治見市諏訪町字神田五番の一五地先地内	前	二〇	二九・〇	A B 及び関係は表示する敷地の数をい
		同 市同 町字同 五番の一五地先地内	A	二〇	二五・〇	
		多治見市諏訪町字神田五番の一五地先地内	前	二〇	二九・〇	A B 及び関係は表示する敷地の数をい
		同 市同 町字同 五番の一五地先地内	B	二九・四	五・五	

岐阜県告示第三百十五号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。	なお、その関係図面は、平成十七年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県揖斐建設事務所において一般の縦覧に供する。	平成十七年三月二十九日	岐阜県知事 古田 肇
岐阜県告示第三百十五号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。	なお、その関係図面は、平成十七年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県揖斐建設事務所において一般の縦覧に供する。	平成十七年三月二十九日	岐阜県知事 古田 肇
岐阜県告示第三百十五号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。	なお、その関係図面は、平成十七年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県揖斐建設事務所において一般の縦覧に供する。	平成十七年三月二十九日	岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第三百十五号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。	なお、その関係図面は、平成十七年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県揖斐建設事務所において一般の縦覧に供する。	平成十七年三月二十九日	岐阜県知事 古田 肇
岐阜県告示第三百十五号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。	なお、その関係図面は、平成十七年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県揖斐建設事務所において一般の縦覧に供する。	平成十七年三月二十九日	岐阜県知事 古田 肇
岐阜県告示第三百十五号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。	なお、その関係図面は、平成十七年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県揖斐建設事務所において一般の縦覧に供する。	平成十七年三月二十九日	岐阜県知事 古田 肇

県道						
市之倉線						
多治見市諏訪町字神田五番の一五地先から	同 市同 町字同 五番の一五地先まで	多治見市諏訪町字神田五番の一五地先から	同 市同 町字同 五番の一五地先まで	多治見市諏訪町字神田五番の一四地先から	同 市同 町字同 五番の一四地先まで	多治見市市之倉町一三丁目二四番地先から
後		後		後		
C	B	A	B	A		
七〇〇 八三〇	二七〇 二四〇	二二〇 二五〇	二二〇 二六〇	一八〇 二三〇	六〇〇 六八〇	四〇〇 四三〇
八四六〇	一一〇〇	五二五	二九〇	六三〇	一三〇〇	五九三〇
部線市石県 重と之笠道 用一倉原下	をのる表図は及A、 し区敷示関び つ分地に係C B					

県道		市笠下 之倉石線		道路 種類		
				路線名		
				区 間		
前A	後	前	後	前A	後	
一〇〇〇 二六〇	一五〇 四〇〇	八〇〇 一七二	一五〇 二四〇	八〇〇 二六〇	一九〇 三三〇	
一一三〇	四〇五	三四〇	七三六	九三〇	四一六	
に係B A 表図は及 示面関び		をのる表図は及A し区敷示関び				備考

岐阜県告示第三百十七号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
 なお、その関係図面は、平成十七年三月二十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県多治見建設事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成十七年三月二十九日  
 岐阜県知事 古 田 肇

多治見市市之倉町一丁目 目四四番の二地先から		後 A		10.0	する 地の 区 分 を い う。
同 市同 町一丁目 目五二番の一地先まで		後 B		5.0	
多治見市市之倉町一丁目 目五二番の一地先地内		後	前	10.0	
		13.0	17.0	10.0	

岐阜県告示第三百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称  
笠松町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
平成十三年岐阜県告示第四百九十五号  
岐阜都市計画緑地事業
- 三 事業施行期間  
5号 国営木曾三川公園川島・岐南・笠松緑地（笠松みなと公園）  
平成十三年九月十一日から  
同 二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 笠松町相生町、港町、柳原町地内  
使用の部分 なし

岐阜県告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
高山市国府町桐谷字下り谷三七の一、四五の二、字丁匠九三六の一、九三八の二、九三九の九、奥飛驒温泉郷田頃家字北洞七三三の二七
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全部及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。  
平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市国府町宮地字スザコ洞二六〇四の一、二六〇四の二、二六〇五の一、二六〇五の二、二六〇七の一、二六〇八から二六〇四まで、二六四二から二六四六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字スザコ洞二六〇四の一・二六〇八・二六〇九・二六四五・二六四六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全部及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市中切町一九〇七の二、飛騨市神岡町東雲字大林一〇一〇、一〇一一、字巾西平一四〇、一一四一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
中切町一九〇七の二・字大林一〇一一・字巾西平一四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全部及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市滝町一七九一、一七九二の一、一七九二の二、一七九三の一、一七九三の二、

一八三二の一から一八三二の三まで、飛騨市神岡町伏方字下巾二二五二、二二五六から二二六〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市岩井町一五六〇、一五六二の一、一六三八の二、一六三九の四、一六三九の

六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
岩井町一五六〇・一六三八の二・一六三九の四（以上三筆）について次の図に示す部分に限る。）

す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全部及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町大谷字南ヶ洞口六三六、六三七、字小谷七五四の四五、七五四の四九から七五四の五三まで、字志んの谷七九一の四三から七九一の四五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字小谷七五四の四五・七五四の四九・七五四の五〇・字志んの谷七九一の四四・七九一の四五（以上五筆）について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全部及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町大谷字志んの谷七九一の四六、七九一の四七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全部及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市上宝町岸餅字尾俣一三六一の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全部及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町二本木字大矢三三三、字大屋洞三四一、三四二の一五、三四三、字岩垣津三四六、字清水ヶ尾七九一の一、字切クダシ八四七の一、八四七の二、八四七の八、八四七の九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字大矢三三三、字大屋洞三四一・三四二の一五・字岩垣津三四六（以上三筆に  
ついて次の図に示す部分に限る。）

2 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字清水ヶ尾七九一の一、字切クダシ八四七の一、八四七の二、八四七の八、八  
四七の九

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県基盤整  
備部森林保全部及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保  
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町二本木字河戸八八、九一の二、九一の三、九一の六、九一の四二、  
字保木脇洞八六二の一、八六三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字河戸九一の三（次の図に示す部分に限る。）

2 次の森林については、主伐は、択伐による。

字保木脇八六二の一、八六三の二

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県基盤整  
備部森林保全部及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保  
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市富之保字武徳倉奥寺谷五〇六一の三、五〇六一の二七、五〇六一の二八、五〇  
六一の三一、五〇六一の三三から五〇六一の三六まで、五〇六一の二二から五〇六  
一の二五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全部及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字助畑三五六八の一、字高邪礼平六〇三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全部及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字船ヶ佐古一五五七一の三、一五五七二の一、一五五七三、一五五七五の二、一五五七六の二、一五五七八の四、一五五七九、一五五八〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全部及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全部及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十三号

一 保安林予定森林の所在場所

美濃加茂市三和町甘屋字砂海戸七九四の一、七九四の二、八三二の一、加茂郡白川町白山字上油井一七九四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全室並びに美濃加茂市役所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
    - 各務原市松が丘一、三から三三三まで、三四（次の図に示す部分に限る。）、三五から四五まで、四八、四九、五六から七七まで、八木山一から三三まで、六、八、一〇
  - 二 指定の目的
    - 土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、各務原市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全室及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
    - 本巣市根尾松田字恵田谷七五二の一、七五二の三から七五二の三四まで、七五二の三六、七六六の一〇、七六七の一、七六八の一、七六八の三から七六八の五まで、七六八の七、七六九、七七〇、七七二の一、七七二の二の一、七七二の二の二、七七二の六から七七二の九まで、七七二の一、七八〇の七、七八二の一
  - 二 指定の目的
    - 水源のかん養
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、本巣市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全室及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十七年三月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 間伐材普及協会
- 三 代表者の氏名 篠田 篤彦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡岐南町野中一丁目八番地
- 五 定款に記載された目的 本法人は、森林資源の保全と間伐材の有効活用のための製品の開発、研究、普及、配布を推進し、もって国土の緑化と環境の保全に貢献し、森林業の振興に寄与することを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 県立多治見病院・県立下田温泉病院医療総合情報システム関連機器等の導入及びその維持管理業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成16年12月21日
- 4 落札者を決定した日 平成17年1月31日
- 5 落札者の氏名及び住所 大垣市小野4丁目35番地の12  
タツタ株式会社  
代表取締役 櫻間 忠義
- 6 落札金額 371,469,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
(1) 部署の名称 岐阜県立多治見病院医療情報室

岐阜県立下田温泉病院医療総合情報室

(2) 所在地 多治見市御領町5丁目161番地  
下田市神田1162番地

大規模小売店舗の新設に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成十七年三月二十九日から四月間岐阜県農林商工部商工業室及び西濃地域農林商工事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日 平成十七年三月十六日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社ニトリ
- 三 建物の名称及び所在地 (仮称) ニトリ岐阜大垣店  
大垣市築捨四丁目一番外
- 四 大規模小売店舗の新設日 平成十七年十一月十六日
- 五 店舗面積 四、九二二平方メートル
- 六 駐車場の収容台数 一八二台
- 七 荷役おき施設の面積 一六〇平方メートル

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項及び同條第二項の規定により意見書の提出があつたので、同條第三項の規定により概要を公示する。  
なお、その意見書は平成十七年三月二十九日から一月間岐阜県農林商工部商工業室において縦覧に供する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

スーパー三心 那加店

各務原市那加野畑町二丁目一〇番地 外

二 意見の概要

各務原市の意見

・廃棄物等の運搬や処理について、適正に行うこと

・送風機、空調機や冷凍機の室外機などによる騒音対策を講じること

・近隣住民に光害が生じないように夜間営業時の照明対策を講じること

（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項及び同條第二項の規定により意見書の提出があつたので、同條第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成十七年三月二十九日から一月間岐阜県農林商工部商工業室において縦覧に供する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

平和堂大野店

二 意見の概要

揖斐郡大野町大字黒野字上柿の木二番地一 外  
大野町の意見  
意見なし

（届出事項 営業時間の変更等）

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同條第四項により同法第六條第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成十七年三月二十九日から四月間岐阜県農林商工部商工業室及び飛騨地域農林商工事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十七年三月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ピュア

三 建物の名称及び所在地

ピュア高山

高山市西之一色町三丁目一三五番地一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後七時まで

（変更後）午前九時から午後八時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後九時まで  
(変更後) 午前八時三十分から午後九時まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
山 田 地 区	飛 驒 市 役 所	同平成一七・三・二九から 四・二六まで

土地改良事業の施行の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
神 戸 町	西保村東地区	神戸町役場	同平成一七・三・二九から 四・二六まで

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百六

十七条の十一第二項の規定により来年度の競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第百六十七条の五第二項(同令第百六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条の規定により公示します。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 1 電子計算機器類
- 2 医療用機器類
- 3 通信機器類
- 4 一般・産業用機器類
- 5 自動車類
- 6 被服類
- 7 燃料
- 8 電力
- 9 医薬品・医療用品類
- 10 事務用品類
- 11 建設工事
- 12 電気通信サービス
- 13 電子計算機サービス及び関連のサービス
- 14 建築物の清掃サービス
- 15 出版及び印刷のサービス
- 16 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
- 17 その他

二 資格

地方自治法施行令第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)は、入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に記載されていることとします。

三 名簿への記載

名簿への記載を希望する者は、岐阜県会計規則(昭和三十一年岐阜県規則第十九号)

第二百二十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を提出して次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。

- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて、証紙代金収納計器で表示させることにより、又は現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 2 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 3 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者にあつては、同法第九十九条第一項若しくは第二項又は第二百一条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- 4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、同法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- 6 建設工事の請負にあつては、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の規定による審査を受けていること。
- 7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていること。
- 8 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていること又は建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認められること。
- 9 前三号に掲げるものを除くほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。
- 10 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

- 11 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。
- 12 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

13 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(6)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。

- (1) 林業技士
  - 林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技士養成事業実施要綱により社団法人日本林業技術協会が認定した者
- (2) 青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）
  - 林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者
- (3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士
  - 林業担い手育成強化対策要綱（平成八年五月二十四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した者
- (4) 岐阜県森林経営管理員
  - 岐阜県森林経営管理員設置要綱により岐阜県知事が登録した者
- (5) 長野県森林整備技術者養成講座修了者
  - 長野県森林整備技術者養成講座実施要領により長野県知事が実施した講座を修了した者
- (6) 長野県森林整備業務専門技術者
  - 長野県森林整備業務専門技術者資格試験実施要領により長野県知事が認定した者

四 有効期間等

- 1 有効期間
  - 資格の有効期間は、名簿に登載されている期間です。
  - 名簿への登載は三の規定による審査の結果三の各号に掲げる要件を満たしていると認められたときになされ、名簿からの抹消は三の各号に掲げる要件を欠いたとき

になされます。

なお、測量、建築設計、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び森林整備業務の請負に係る名簿については平成十八年三月三十一日をもって失効し、製造の請負、物件の買入れその他に係る名簿については平成二十年三月三十一日をもって失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前に、又は満了と同時に改めて名簿に登載されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分（建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき別に定める基準に従って定められるものをいう。）は、次のとおりです。

1 土木一式工事

予 定 価 格	等級区分
五千万円以上	A
二千五百万円以上五千万円未満	B
二千五百万円未満	C

2 建築一式工事

予 定 価 格	等級区分
一億円以上	A
五千万円以上一億円未満	B
五千万円未満	C

3 電気工事

予 定 価 格	等級区分

二千万円以上

六百万円以上二千万円未満

六百万円未満

4 管工事

予 定 価 格	等級区分
二千万円以上	A
六百万円以上二千万円未満	B
六百万円未満	C

六 資格に関する事務を担当する課

資格に関する事務を担当する課は、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計等の請負

千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県基盤整備部建設政策課建設産業担当

電話番号 〇五八 二七二 一一一一（内線三六四七・三六四八）

2 森林整備業務の請負

千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県基盤整備部森林保全部治山担当

電話番号 〇五八 二七二 一一一一（内線三一九九）

3 製造の請負、物件の買入れその他

千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話番号 〇五八 二七二 一一一一（内線三三三三・三三三三）

海津郡サンリバー広域連合の解散許可

海津町長、平田町長及び南濃町長から申請のあった海津郡サンリバー広域連合の解散

については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の十第一項の規定により平成十七年三月十日付けで許可したので、同条第三項の規定によりその旨を公表する。

平成十七年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

平成十七年三月二十九日印刷  
平成十七年三月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三番地 飯 尾 寛  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三番地 岐 阜 文 芸 社  
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）